

医療機関に退蔵されている水銀使用製品の回収事業について

1 事業の概要

本回収事業は、医療機関において使用されず退蔵品となっている水銀血圧計や水銀体温計などの水銀使用製品廃棄物の処理を促進するため、各都道府県医師会が中心となり、自主的に集団回収を行う事業であり、東京都医師会が平成24年度から実施している事業をモデルに、環境省が平成28年3月に「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を策定し、各都道府県医師会等が取り組んでいるもので、京都府医師会等の事業もこのスキームで行われている。

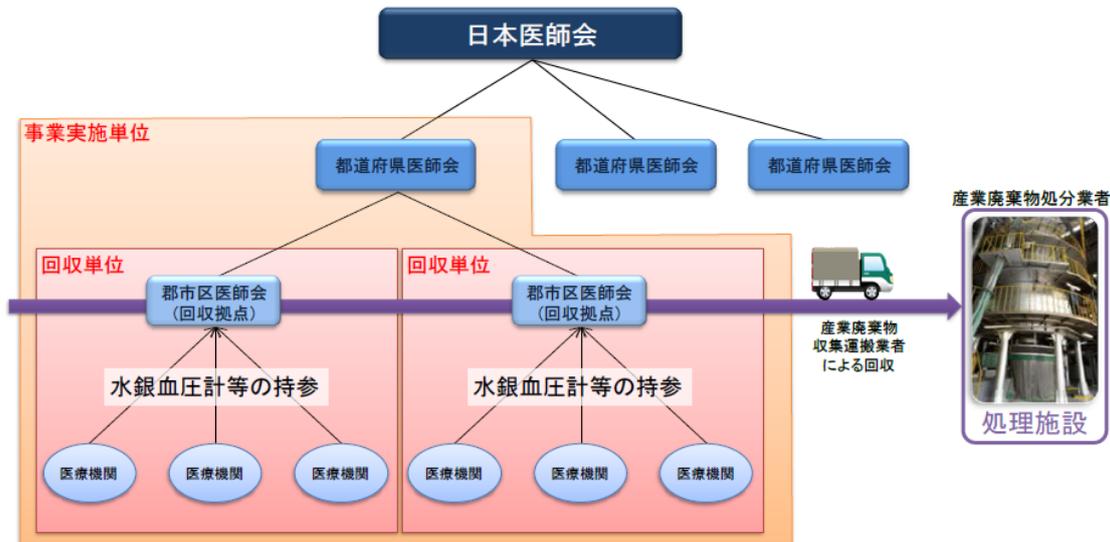
医療機関が退蔵する水銀使用製品は、市域全体の保管量の約6割を占める一方、個々の医療機関が処分する場合、少量で収集運搬、処分委託することとなるため、処理コストが割高になることから、集中的かつ効率的に処理を進めることを目的として、事業が実施されている。

(1) 事業スキーム

各地区医師会等が回収拠点を提供し、医療機関は当該拠点到水銀使用製品廃棄物を搬入する。その後、当該拠点から、処分業者に一括して運搬し、適正な処理を行う。

(2) 本市の関わり

医療機関から排出される水銀使用製品廃棄物は産業廃棄物であり、排出事業者たる各医療機関は排出事業者責任（契約締結義務、マニフェスト交付義務など）を負うが、マニュアルでは回収を効率的に実施するため、契約締結等に関する権限を地区医師会に委任する方法が示されている。医療機関の排出事業者としての責任そのものを他者に転嫁することはできない原則から逸脱しないよう、本市は廃棄物処理法及びマニュアルを踏まえた事業内容となるよう、助言を行っている。



回収のスキーム（例）

（環境省「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」から抜粋）

2 実施状況

本市域で、本年9月までに回収事業により収集、処分された水銀使用製品廃棄物の数量は以下のとおり。

【京都府医師会】

地区医師会	参加医療機関数	血圧計（台）	体温計（本）	充填水銀（g）
京 都 北	40	93	68	0
上京東部	21	88	42	10
京都市西陣	57	186	156	3,338
中京東部	25	82	48	133
中京西部	52	146	59	504
下京東部	26	48	23	17
下京西部	70	208	460	100
左 京	99	286	294	532
右 京	82	256	436	50
西 京	48	138	268	1,200
東 山	25	84	22	15
山 科	47	188	66	350
伏 見	123	366	784	2,450
市内合計	715	2,169	2,726	8,699

※ 案内を送付した1,447機関のうち、715機関が参加した。

3 今後の予定

平成29年1月に、京都府歯科医師会による回収事業が予定されており、本市も引き続き助言等により協力していく。